

事務連絡
令和7年8月8日

各
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市

障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

障害福祉分野における手続負担の軽減及び生産性向上に向けた取組について

「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）及び「規制改革実施計画」（令和7年6月13日閣議決定）に基づく障害福祉分野における申請・届出等に関する手続負担の軽減並びに「規制改革実施計画」（令和6年6月21日閣議決定）に基づく障害福祉サービス等事業者の合併、事業譲渡等に係る手続負担の軽減に向けた取組（以下「規制改革実施計画」に基づく手続負担の軽減に向けた取組」という。）について整理するとともに、今般、公表した障害福祉分野における「省力化投資促進プラン」についてお知らせします。

ついては、下記の内容について御了知の上、障害福祉サービス等事業者の手続負担の軽減及び生産性向上の推進に取り組むとともに、貴管内市町村、障害福祉サービス事業所等への周知等をお願いします。

各内容の要点については、枠囲み部分にお示ししましたので、理解の一助としてください。

なお、この事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として発出するものです。

記

1. 標準様式等の活用について

1.1. 標準様式の改正に関する見通し

- | | |
|---|---|
| ✓ | <u>指定申請等の標準様式について、令和7年9月中を目途に改正する見込みです。</u> |
|---|---|

- ✓ 標準様式改正後に、改めて、可能な限り早期に改正後の標準様式等への入替えをお願いする見込みです。

「児童福祉法施行規則の規定に基づきこども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及びこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の公布について」（令和7年3月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡）では、障害福祉サービス事業者等が都道府県知事又は市町村長に対して行う指定申請等の手続について標準様式等により行うものとされました。また、施行期日である令和8年4月1日を待たず、可能な限り早期の御活用を御検討くださるようお願いしたところです。

この度、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービス事業のうち、居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援（以下「児者共通サービス」と総称する。）を提供する事業者については、当該事業を行う事業者が指定申請を行う際に都道府県等に提出する事項の一つとして「利用する障害児の推定数」を新たに追加することとなり、指定申請等の標準様式の改正を行うこととなりました。これは、学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の施行に向けた措置の一環として、自治体が児者共通サービスを実施する事業者のうち、障害児にサービスを提供する事業者を把握するために行うもので、令和7年7月29日に開催された、第13回こども家庭審議会障害児支援部会で了承されたものです。

これを踏まえ、こども家庭庁及び厚生労働省では、令和7年9月中を目途に指定申請等の標準様式を改正する見込みです。

このため、既に様式等の入替えを行った自治体におかれても、まだ入替えを行っていない自治体におかれても、標準様式改正後に、改めて、改正後の標準様式等への入替えをお願いする見込みです。あらかじめ御了知ください。

1.2. 行政書士が代理で申請等を行う際の取扱い

- ✓ 標準様式等については、原則、変更せずに使用し、事業者に押印・署名を求めないようにしてください。
- ✓ 行政書士が代理で申請等を行う際であっても、書類を電子的に提出する場合には、行政書士の記名・職印の押印は不要です。紙で提出する場合は必要ですが、この場合、申請者欄を活用して、行政書士の記名及び職印の押印を行っても差し支えありません。
- ✓ 書類が電子的に提出される場合でも、紙面で提出される場合でも、各自治体に

において、代理で申請等を行う者が行政書士や行政書士法人であることを必ず確認してください。

標準様式等については、原則として、変更を加えず使用し、事業者に対して押印又は署名を求めることがないようにしてください。

行政書士が事業者の依頼を受けて作成した書類については、行政書士法施行規則（昭和 26 年総理府令第 5 号）第 9 条第 2 項の規定に基づく記名及び職印の押印が義務づけられていますが、電磁的記録は同項に定める書類には含まれないものとされています。このため、当該書類を電子メール、Web フォーム又は 1.3 でお示しする新システム等で提出する場合、行政書士の記名及び職印の押印は不要です。

当該書類を紙面で提出する場合には行政書士の記名及び職印の押印が必要となりますが、この場合、申請書の右肩の申請者欄を活用して、代理申請人の記名及び職印の押印を行う等の運用を行っても差し支えない旨、申し添えます。

書類が電子的に提出される場合であっても、紙面で提出する場合であっても、各自治体におかれては、例えば、委任状の添付を求める等の方法により、代理で申請等を行う者が行政書士や行政書士法人であることを必ず確認してください。行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を行うことは行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 1 条の 2 及び第 19 条により禁止されています。無資格者の関与により申請者が不利益を被ることがないように、この点、御留意ください。

1.3. 標準様式等を用いた申請・届出の電子化を含む共通化推進

✓ ①事業所台帳管理機能、②電子申請・届出機能、③業務管理体制データ管理機能を有する新システムについて、令和 9 年度第 4 四半期に運用開始することを想定しています。

今般、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む。）に係る共通化推進方針」（令和 7 年 6 月 2 日厚生労働省）が決定され、「「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化推進方針（案）の同意について」（令和 7 年 6 月 4 日付け内閣官房デジタル行財政改革会議事務局事務連絡）にて周知されたところです。

（掲載先）

- 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む。）に係る共通化推進方針（令和 7 年 6 月 2 日厚生労働省）：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/seisansei/kyoutsuuka.html

本方針に基づき、①障害福祉サービス事業所等の事業所台帳情報の管理、②障害

福祉サービス等事業者における業務管理体制に係るデータの管理、③障害福祉サービス事業所等の指定及び報酬請求に関連する申請・届出の受付及び承認に関する業務を対象とした新システムの整備を行い、令和9年度第4四半期に運用を開始することを想定していますので、御承知おきください。

2. 手続の簡素化について

2.1. 調査研究事業の報告書の掲載

- ✓ 手続負担軽減に係る自治体の取組状況等について整理した調査研究事業の報告書を厚生労働省のウェブサイトに掲載しましたので、確認してください。

「規制改革実施計画」に基づく手続負担の軽減に向けた取組を進めるため、令和5年度障害者総合福祉推進事業の「障害福祉サービスにおける各種行政手続き等の負担軽減に向けた調査研究」（助成先：PwC コンサルティング合同会社）及び令和6年度障害者総合福祉推進事業の「障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究事業」（助成先：株式会社政策基礎研究所）を実施しました。

これらの調査研究事業では、手続負担軽減に係る自治体の取組状況、手続の利便性向上に係る自治体の好取組事例の調査、事業者要望専用窓口に提出された要望の整理、自治体毎の独自ルールの有無・内容の整理等を行いました。

今般、上述の障害者総合福祉推進事業の報告書を厚生労働省ウェブサイトへ掲載しましたので、御確認ください。

（掲載先）

- 障害福祉分野における生産性向上・手続負担軽減

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/seisansei/index.html

2.2. 「規制改革実施計画」に基づく手続負担の軽減に向けた取組に関する自治体の状況

- ✓ 申請・届出における電子的な提出の原則化を進めてください。
- ✓ 指定に当たっての写真の提供を求めるのは、自治体が現地を訪問できない場合に限ってください。
- ✓ 更新申請時に、関係省令において省略可能とされている事項について、特段の事情が無い限り申請書の記載や書類の提出を求めないでください。
- ✓ 運営指導の際、自治体に既に提出されている文書の再提出を求めないでください。

令和6年度障害者総合福祉推進事業の「障害福祉現場における手続負担の軽減に

関する調査研究事業」の報告書（以下「令和6年度報告書」という。）によると、「障害福祉分野における手続負担の軽減について」（令和6年4月12日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室、こども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡）の「2. 手続の簡素化について」に記載の事項について、一部の項目については、令和5年度と比してあまり改善が見られない状況です。

各自治体におかれては、特に以下の事項について、改めて徹底をお願いします。

- 新規指定、更新申請、変更申請及び変更届出における書類の提出並びに各種加算の届出をはじめとするその他の手続についても電子メール等による提出を原則とするなど、柔軟な対応をしていただく。
- 指定に当たっての写真の提供を求めるのは、自治体が現地を訪問できない場合に限る。
- 更新申請時に、障害者総合支援法施行規則及び児童福祉法施行規則に基づき省略可能とされている事項について、特段の事情が無い限り申請書の記載又は書類の提出を省略する。
- 運営指導時、自治体にすでに提出されている文書の再提出を求めない。

その際、指定申請等の手続に係る業務フローの改善、事業者から提出のあった文書の自治体内での共有方法の改善について、報告書に記載の好取組事例も参考にしつつ、積極的に御検討くださいますようお願いいたします。

2.3. 実務経験の確認

✓ サービス管理責任者等に必要な実務経験を確認する際、**実務経験の証明が困難な場合でも、信頼性を可能な限り担保しつつ、実務経験証明書の提出以外の手段により確認を行うことを可能**としてください。

令和6年度報告書によると、サービス管理責任者及び児童発達管理責任者に必要な実務経験の確認について、

- 実務経験証明書の原本提出や自治体の指定する様式での提出が求められる
- 過去の勤務先が現存しない等の理由により、実務経験証明書の取得ができないといった事例が報告されており、業務負担軽減や人材確保の観点から運用の改善が求められています。

必要な実務経験の確認に当たっては、現に勤務する施設等やその他の過去に勤務した施設等において業務内容や勤務日数を証明することにより確認を行うことを想定していますが、実務経験の証明が困難な場合にあっては、信頼性を可能な限り担保しつつ、例えば雇用契約書、給与明細書、勤務表等の従業者が持つ資料等も活用しながら、他の手段により確認を行うことを可能とさせていただきますようお願いいたします。

2.4. 契約内容の報告

- ✓ 審査支払事務において国保連から提供される情報で契約内容を確認できる場合に契約内容報告書の提出を省略できることとしました。
- ✓ 契約内容報告書の提出の要否について見直しを検討してください。

令和7年7月30日、「介護給付費等に係る支給決定事務等について」（以下「事務処理要領」という。）の改正を行い、市町村が審査支払事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合であって、契約内容情報を別途管理する必要がない場合には、市町村の判断により、契約内容報告書の提出を省略することができることとしました（「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等の一部改正について」（令和7年7月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡））。

令和6年度報告書によると、契約内容の報告について、8割以上の自治体が契約内容報告書の提出を求める一方で、そのうち、半数の自治体が提出された契約内容報告書を活用していないことが明らかになりました。

契約内容の報告については、契約支給量を把握するとともに、利用者が複数の事業者と契約する場合であっても、決定支給量の範囲内において契約を締結していることを確認するために必要な手続で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第10条第3項及び第53条第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第8条第3項並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第13条第3項の規定において義務づけられています。

その一方で、障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務において、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から伝送される請求明細書情報において契約内容の確認が可能であるとの指摘もなされています。

こうした状況を踏まえ、審査支払事務において国保連から提供される情報で契約内容を確認できる場合に契約内容報告書の提出を省略できるようにするため、事務処理要領の改正を行ったところです。

各自治体におかれては、この改正を踏まえ、契約内容報告書の提出の要否についての見直しを御検討くださいますようお願いいたします。

3. 事業者要望専用窓口

- ✓ 事業者要望専用窓口に提出された要望等を厚生労働省のウェブサイトに掲載しました。

- ✓ 障害福祉サービス事業所等が負担と感じているルール等について、真に必要なルール以外は、負担軽減の観点から見直してください。

今般、専用の窓口に提出のあった要望等（令和6年1月18日～令和7年6月20日）について整理を行い、厚生労働省のウェブサイトに掲載しました。

各自治体におかれては、上述の報告書と合わせて御覧の上、障害福祉サービス事業所等が負担と感じているルール等の内容を確認の上、独自ルールを精査いただき、真に必要なルール以外は、負担軽減の観点から見直しを行うなどの対応をよろしくお願いします。

（掲載先）

- 障害福祉分野における事業者要望専用窓口

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/seisansei/madoguchi.html

4. 障害福祉分野における「省力化投資促進プラン」の公表

- ✓ 「省力化投資促進プランー障害福祉ー」において、令和11年までに全都道府県におけるワンストップ窓口の設置を目指すこととされました。
- ✓ 「省力化投資促進プランー障害福祉ー」に記載の事例も参考にしつつ、障害福祉分野における生産性向上にも対応したサポート体制の整備について検討してください。

今般、障害福祉分野における「省力化投資促進プラン」を公表しました。「省力化投資促進プラン」とは、人手不足が深刻な業種等において、AI、ロボットの導入やDXを始めとする省力化投資を推進するため、各事業所管省庁が業種ごとの具体的な課題を踏まえた省力化投資を促進するためのプランとして策定するものです。

「省力化投資促進プランー障害福祉ー」では、障害福祉分野の生産性向上に関するKPIを初めて策定しました。具体的には、令和11年（2029年）までにICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の比率を90%以上にする、ワンストップ型相談窓口を47都道府県全てに設置することなどが盛り込まれています。

各自治体におかれては、「省力化投資促進プランー障害福祉ー」37ページに記載の自治体によるサポート体制の整備の事例も参考にしつつ、障害福祉分野における生産性向上にも対応したサポート体制の整備について御検討願います。

障害福祉現場における人材確保が課題となる中、限られた人員でも、質の高い障害福祉サービス等を効率的かつ効果的に提供する体制を確保することが必要です。このため、各自治体におかれては、本プランの周知及び取組の推進に御協力くださいますようお願いいたします。

(掲載先)

- 省力化投資促進プラン—障害福祉—

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/seisansei/shouryokuka.html

【担当】

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課企画法令係
電話：03-5253-1111（内線 3101）